

令和 7 年 2 月 22 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪に伴う
災害にかかる介護報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）と
被保険者証の提示等について（ご連絡）

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼
申し上げます。

厚生労働省老健局より、各都道府県介護保険担当主管（局）宛てに、標題に
関する事務連絡が発出されましたので、資料を添付しご連絡申し上げます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしく
お願いいたします。

敬具

記

○ 令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害に伴う被災者
に係る被保険者証の提示等について

*各都道府県および被災地市町村に対して、被災者は被保険者証等を提示し
なくても介護サービスを利用できるよう対応することが可能である旨、記
載されています。

○令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪に伴う災害にかかる介護
報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）について

*介護サービス事業所等の被災により、一時的に指定基準や介護報酬（基本
報酬・各種加算）の算定要件を満たすことができなくなる場合等であって
も、都道府県・市町村の判断により柔軟な取扱いをしても差し支えない
旨、示されています。

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子 担当:口野沙和 松下美音
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp